経商商第２７１３号
令和７年３月２６日

さいたま市商店会連合会
会長　染谷　幸一　様

さいたま市長　清水　勇人

回　　答　　書

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃より本市商業の振興発展に多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年１０月８日付けで提出のありました要望書について、下記のとおり回答いたします。

商店街を取り巻く環境は、原油・原材料価格の高騰や運搬費の高騰等に伴い価格転嫁を余儀なくされるなど、深刻な経済的背景に加え、経営者の高齢化や後継者の不在、インターネット販売等による購買方法の多様化など、大変厳しい状況にあるものと認識しております。

商店会（街）は地域経済の担い手であるだけでなく、地域コミュニティの担い手としても重要な役割を果たしていることから、効果的な商店街振興のための支援を図ってまいりたいと考えておりますので、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　商店街街路灯等電気料補助事業の補助率 10/10（無償化）の継続について

商店街街路灯等電気料補助事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る経済対策として、国の交付金を活用することで、補助率を１０分の１０としてまいりました。一方で、市の補助金交付の基準において、補助率は原則２分の１以内とされていることから、コロナ以前の補助率については２分の１以内としておりましたが、今日のエネルギー価格の高止まりや商店街街路灯の高い公共性に鑑み、令和７年度においては５分の４以内とさせていただきます。

２　商店街活性化キャンペーン事業補助金の継続について

商店街活性化キャンペーン事業は、商店街における消費喚起や集客に効果があると考えられることから、実施内容や事業効果等を勘案した上で、引き続き補助を行ってまいります。

また、本市では、商店街振興に係る地域通貨事業について、今後も積極的に推進してまいりますので、キャンペーン事業への活用等、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

３　商店会（街）の街路灯に係る補助制度の見直しについて

既存の街路灯の撤去に係る経費につきまして、現在、補助の対象外となっておりますが、商店会が厳しい経済環境に置かれ、老朽化した街路灯の撤去費用が大きな負担となり、商店会自体の存続にも影響しかねない現状を鑑み、令和７年度より、撤去費用につきましても補助の対象といたします。

４　エネルギー価格・原油原材料高騰の影響を受けている事業者向けの支援策の拡充について

エネルギー価格･原油原材料高騰等の影響を受けている事業者向けの支援については、「商店街照明施設等維持管理事業補助金」（商店街街路灯等電気料補助事業）において、引き続き高い補助率を継続してまいります。

支援策の拡充につきましては、今年度、地域通貨事業におけるキャンペーン実施などを行ってまいりましたが、原油原材料高騰等の状況や、それに伴う市内経済への影響を注視しながら、適宜、状況に応じた適切な支援の検討を進めてまいります。